

2025-2026 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化 (B)」
コース研修委託契約にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本研修は、開発途上国において近年、開発が盛んになっている再生可能エネルギーの大量導入に備え、再生可能エネルギー導入により電力系統へ与える影響やその対策等、電力系統運用技術について理解を広めることを目的に実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 海外電力調査会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、海外の電気事業に関する調査研究、電気事業に関する海外の関係機関・団体との情報交換や人的交流、開発途上国の電気事業者に対する人材育成の協力などを行っていることから、開発途上国の電力事業に精通し、国内外電力事業者等とのネットワークや当該分野の人材育成についての知見を有しています。2021 年度から本コースの受託者としての経験もあり、効果的な研修プログラムの策定や適切な講師・視察先の選定が可能であることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

業務名：2025-2026 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化 (B)」に係る研修委託契約

- (1) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (2) 実施期間：2025 年 9 月 29 日～2025 年 10 月 19 日（予定）
- (3) 契約履行期間：2025 年 8 月 1 日～2025 年 11 月 30 日（予定）

※2026 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

- (4) 本邦プログラム（来日）

2 応募要件

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等

の資格を有すると認められたもの。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2025 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 2 回、本案件を受託可能であること。なお、2025 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 研修員への指導・助言に必要な当該分野に関する専門性を備えた人材を有していること。

3) 業務執行体制に関する要件

- ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 6 月 3 日 (火) 正午
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	・ 参加意思確認書 (別紙 3) ・ 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式 (写し可)
	提出方法	メール 送付先 : jicahric_kccp@jica.go.jp 下記欄外の「メール送信 の際の留意点」を参照の上、提出期限必着で送信。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025 年 6 月 9 日 (月)
	通知方法	メール 送付先は (1) に同じ
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール 送付先は (1) に同じ
	請求締切日	2025 年 6 月 10 日 (火)
	回答予定日	2025 年 6 月 12 日 (木)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説

明を求めることができます。（上記３（３）を参照ください。）

- （７） 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- （８） 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- （９） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- （１０） 契約保証金：免除します。
- （１１） 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025-2026 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化（B）」
研修委託契約業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

2025 年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化（B）」

（2）技術研修期間（予定）

2025 年 9 月 29 日～2025 年 10 月 19 日

（3）研修員（予定）

1）研修定員：11 名

2）研修対象国：

ミクロネシア、トンガ、バヌアツ、ベリーズ、スリナム、ボツワナ、モルドバ、タジキスタン、ジョージア、カーボベルデ

3）研修対象組織・対象者：

電力系統の運用に従事している技術者

（4）研修使用言語

英語

（5）研修の背景・目的

途上国においては近年、変動型再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）電源の価格下落や各国の気候変動対策の影響で再エネの開発が盛んになっている。他方、再エネの大量導入に備えた系統安定化に対する対策が十分に講じられていない。そこで、再生可能エネルギー導入により電力系統へ与える影響や対策について紹介し、日本における質の高い電力系統運用技術についての理解を広める。

（6）案件目標

自国の電力系統の特徴や再生可能エネルギーの導入状況およびそれらの課題を整理し、電力系統の計画、運用にかかる行動計画が作成される。

（7）単元目標（アウトプット）

1. 再生可能エネルギーが大量導入されたときの電力系統に与える影響と課題について説明できる。
2. 日本の電気事業と再生可能エネルギー導入状況、系統安定化対策について理解できる。
3. 需給運用対策としての蓄電池や揚水発電技術について整理できる。

4. 再生可能エネルギー導入時に信頼性を維持するための電力系統計画、運用技術について理解できる。

5. 研修を通じて習得した知見を所属組織に普及するための行動計画が作成できる。

※単元目標は契約相手と協議の上最終的に決定します。

(8) 研修内容

1) 研修項目及び研修方法

1. 講義：再生可能エネルギーの基礎、配電系統について、基幹系統について、余剰電力対策等

2. 実習：電力系統解析、アクセス検討

3. 見学：電力送配電所の視察

4. レポートの作成・発表：アクションプラン作成に向けたディスカッション、研修成果取りまとめ及び発表

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 8 月 1 日～2025 年 11 月 30 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の（6）案件目標及び（7）単元目標を達成できるよう、（8）研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 詳細

1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

2) 講師・見学先・実習先の選定

3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認

5) 講師・見学先への連絡・確認

6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認

7) 講義室・会場等の手配

8) 使用資機材の手配

9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）

10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付

11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告

12) 講師・見学先への手配結果の報告

13) 研修監理員との連絡調整

- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限2名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上